

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る感染者への対応」の
一部変更について（令和 4 年 10 月 24 日時点）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただき厚くお礼を申し上げます。

今般、高知県内の感染状況が落ち着きつつあることから、令和 4 年 9 月 22 日付け 4 高保体第 594 号でお知らせした新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る感染者への対応が一部変更となります。

これまで、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで検査をし陽性となった場合に、オンライン診療を行っていた「高知県新型コロナウイルス感染症陽性者診断センター」が 10 月末日で休止となります。

これに伴い、重症化リスクが低く、症状が軽い児童生徒等への出席停止期間の決定については下記のとおりであり、資料 1 の「9 月 26 日からの全数届出の見直しに係る考え方」及び別添「保護者の皆様へ（案）」についてもこの見直しを反映させ、一部修正しました。

つきましては、今後の学校における感染拡大防止のため、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

なお、令和 4 年 9 月 22 日付け 4 高保体第 594 号「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る感染者への対応について」は、令和 4 年 10 月 24 日をもって廃止とします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者の出席停止期間の決定について

医療機関を受診し、 新型コロナウイルス感染症と診断 された場合	医師から指示があった期間、出席停止。（※1）
症状の有無にかかわらず、自ら 薬事承認を受けた抗原定性検査キットで検査をし、陽性 が判明した場合	医療機関を受診する場合は、 医師から指示があった期間、出席停止。（※1）
	医療機関受診を希望しない、あるいは受診できない場合には、 学校長の判断により出席停止とし、期間は7日間とする。（発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間）（※2） ただし、 無症状の場合は、薬事承認された抗原定性検査キットで5日目に陰性を確認した場合 には、 期間は5日間とする。

※1 **新型コロナウイルス感染症と医療機関で診断された場合には、本人が医師に療養期間を確認し、学校へ報告していただくよう、保護者へ依頼してください。**

※2 **薬事承認を受けた抗原定性検査キットを使用した検査で陽性が判明し、医療機関を受診しない、あるいは受診できない場合は、発症日や検査日等について学校へ報告していただくよう、保護者へ依頼してください。（以下の療養期間等の考え方を参考とし、学校長が療養期間を指示し、出席停止の措置をとることとなります。）**

○学校が判断する場合の療養期間等の考え方

【有症状患者の場合】

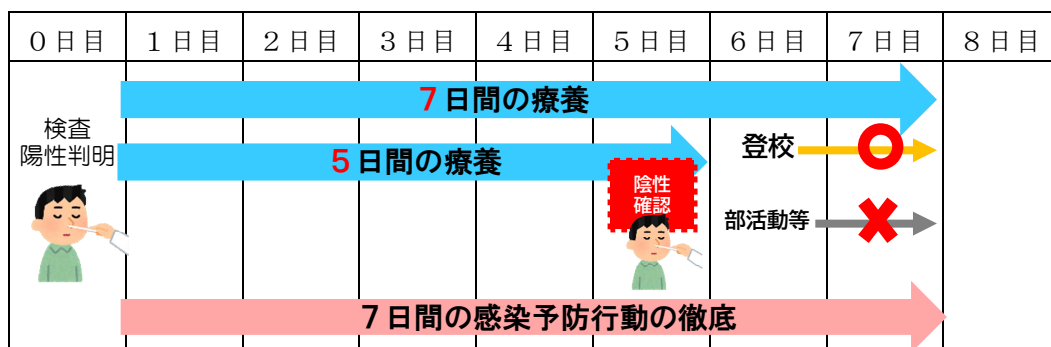
検査日に関わらず、発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合には、8日目から療養が解除となります。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染予防行動の徹底をお願いします。



【無症状患者の場合】

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養が解除となります。加えて、5日目の薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能とされました。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染予防行動の徹底をお願いします。

5日目に薬事承認された抗原定性検査キットで検査を行い登校する場合には、陰性確認ができていることを管理職が確認してください。



2 陽性者フォローアップセンターについて

保健所による管理が行われない陽性者（重症化リスクが低く、症状が軽い方）への相談などに対応するため、高知県では「陽性者フォローアップセンター」が設置されています。以下の場合には、自ら陽性者フォローアップセンターに登録することで、病状等について医師や看護師からアドバイスや指示(受診の必要性や医療機関の紹介等)を受けることができます。

○重症化リスクが低く、症状が軽い方が医療機関で陽性と診断された場合

○重症化リスクが低い方が、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで陽性となった場合
(※上記1、2については、資料1及び資料2を参照してください。)

3 自宅待機要請者の特定について

現在、県立学校においては、自宅待機要請者（感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者）を特定し、出席停止の措置を取っていただいているところです。

このことにより、各学校においては迅速な対応がなされ、感染者は一定数確認されるものの、校内での感染の広がりには抑えられており、感染拡大防止への一定の効果が見られている状況です。

また、この度、陽性者についての全数届出の見直しが行われましたが、「衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8）」に示される「6. 出席停止等の取扱い」（P.45）において、「濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります（第4章2.②参照）。」と示されている部分には変わりはありません。

これらのことから、今後も学校における自宅待機要請者（感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者）の特定と出席停止の措置については、引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

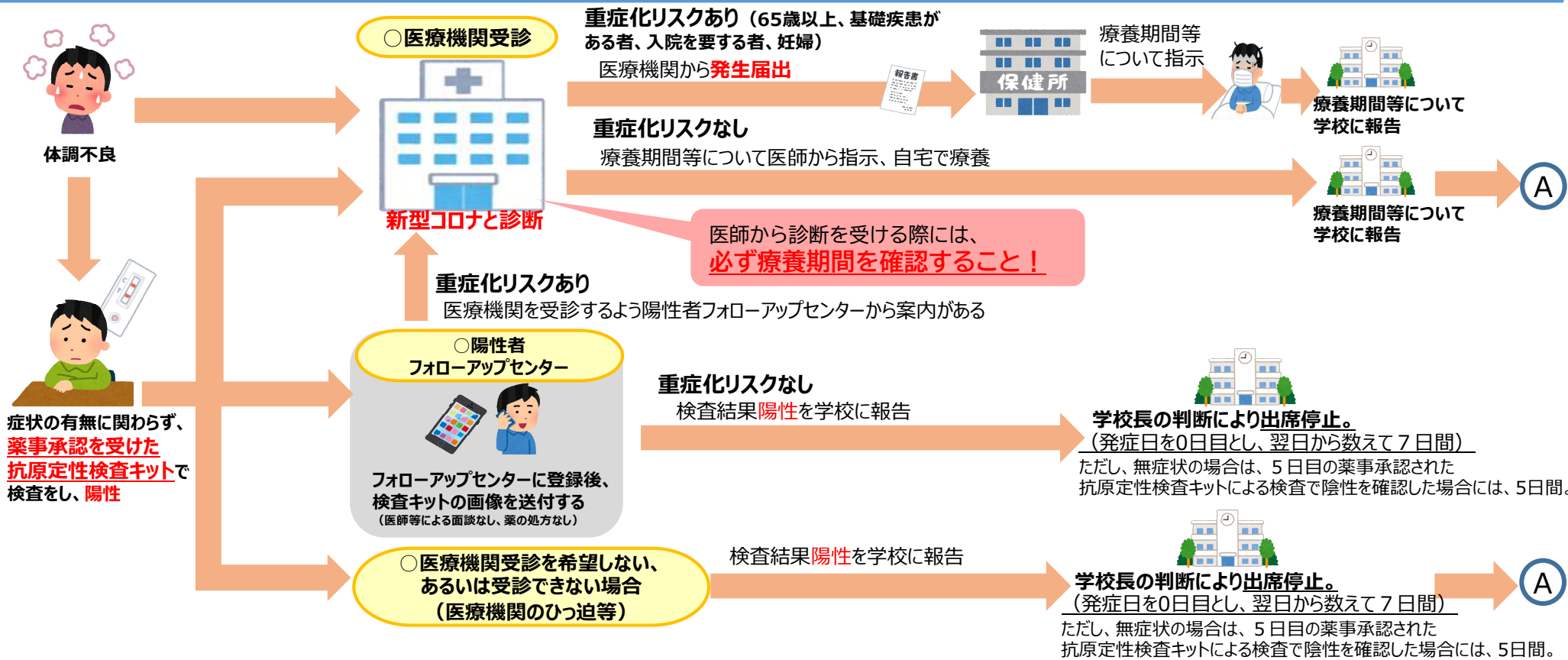
【担当】

保健体育課 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】



A 陽性となった者は、自ら陽性者フォローアップセンターに登録



陽性者フォローアップセンター

保健所による管理が行われない陽性者 (重症化リスクが低く、症状が軽い方) からの相談などに対応。

- 事業内容
 - ・24時間体制での相談対応
 - ・必要に応じて医療機関の受診先紹介 等

* 陽性者フォローアップセンターへの登録方法については、資料2をご参照ください。

体調に異変を感じたら

～自分で検査、すばやく療養～

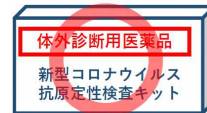
「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？



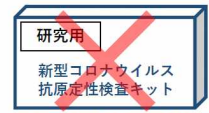
- ①あわてずに、症状や常備薬をセルフチェック
- ②抗原定性検査キットを用いてセルフチェック

【陽性だった場合】

高知県陽性者フォローアップセンターに連絡し、速やかに自宅等で療養を開始することができます。



・購入時に薬剤師から使い方などについて説明があります。



・「医薬品」との表示はありません

(注) ○×は承認の有無を示します。

【陰性だった場合】

基本的な感染予防対策を継続しましょう。

検査キットは国が承認したキット(※)を使いましょう！

(※)【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示されています。

陽性者フォローアップセンターで速やかな自宅療養を

【こんな方が対象です】

- ・ 症状が軽いなど、医療機関を受診せず、自宅で速やかに療養を開始したい方
 - 65歳未満の方
 - 重症化リスクを有しない方
 - 妊娠していない方



【利用までの流れ】

- ・ 高知県陽性者フォローアップセンター (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/fucenter.html) に氏名等を登録
- ※ Webでの登録が難しい方は、088-802-3911までご連絡ください。

【受けることのできるサービス】

- ・ 医師・看護師による健康状態の相談
- ・ 受診が必要な方や体調が変化した方には医療機関を紹介



65歳以上の方や基礎疾患がある方、お子さんや妊娠している方など

受診を希望する方は検査協力医療機関へ